

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成30年11月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800231号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800065号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所(現在は、B事業所)における昭和59年10月1日から昭和60年1月1日までの期間、同年2月1日から昭和62年1月1日までの期間、同年2月1日から昭和63年2月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成元年4月1日から同年5月1日までの期間、同年11月1日から平成2年1月1日までの期間、同年2月1日から平成5年7月1日までの期間、平成8年10月1日から平成10年10月1日までの期間、平成14年10月1日から平成20年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表のとおり訂正することが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年8月1日から平成22年4月1日まで

ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料の納付額を見ると、A事業所(現在は、B事業所)に勤務した期間のうち、請求期間について、給料支払明細書、給料明細書及び給与明細書(以下「給料支払明細書等」という。)に記載された厚生年金保険料の控除額より低く記録されていることが分かったので、請求期間の標準報酬月額を実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和59年10月1日から昭和60年1月1日までの期間、同年2月1日から昭和62年1月1日までの期間、同年2月1日から昭和63年2月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成元年4月1日から同年5月1日までの期間、同年11月1日から平成2年1月1日までの期間、同年2月1日から平成5年7月1日までの期間、平成8年10月1日から平成10年10月1日までの期間、平成14年10月1日から平成20年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書等により、請求者が、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から昭和 62 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成元年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの期間、平成 8 年 10 月 1 日から平成 10 年 10 月 1 日までの期間、平成 14 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書等により確認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、昭和 60 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 2 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、平成 5 年 7 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 10 年 10 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間、平成 20 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間については、前述の給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成元年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、請求者は、当該各期間に係る給料支払明細書等を所持していない上、B 事業所も請求者の当該各期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、請求者の当該各期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成元年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成元年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800231号  
 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800065号

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
昭和59年10月から同年12月まで	32万円	26万円
昭和60年2月から同年7月まで	32万円	
昭和60年8月	28万円	
昭和60年9月	32万円	
昭和60年10月	28万円	20万円
昭和60年11月及び同年12月	30万円	
昭和61年1月	22万円	
昭和61年2月	30万円	
昭和61年3月	24万円	
昭和61年4月	28万円	
昭和61年5月から同年9月まで	30万円	
昭和61年10月から同年12月まで	34万円	30万円
昭和62年2月から同年6月まで	34万円	
昭和62年7月	32万円	
昭和62年8月及び同年9月	34万円	
昭和62年10月から昭和63年1月まで	36万円	
昭和63年3月	34万円	
昭和63年4月から同年6月まで	36万円	
昭和63年11月	44万円	41万円
平成元年4月	44万円	
平成元年11月及び同年12月	41万円	34万円
平成2年2月	36万円	
平成2年3月	38万円	
平成2年4月	47万円	
平成2年5月	53万円	
平成2年6月	50万円	
平成2年7月	50万円	41万円
平成2年8月及び同年9月	53万円	
平成2年10月から同年12月まで	53万円	44万円
平成3年1月	47万円	
平成3年2月	53万円	
平成3年3月	50万円	
平成3年4月から平成5年6月まで	53万円	
平成8年10月から平成9年9月まで	59万円	53万円
平成9年10月から平成10年9月まで	59万円	47万円

訂 正 期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成 14 年 10 月から同年 12 月まで	59 万円	53 万円
平成 15 年 1 月から平成 16 年 10 月まで	62 万円	
平成 16 年 11 月及び同年 12 月	59 万円	
平成 17 年 1 月から同年 3 月まで	62 万円	
平成 17 年 4 月	59 万円	
平成 17 年 5 月及び同年 6 月	62 万円	
平成 17 年 7 月及び同年 8 月	59 万円	
平成 17 年 9 月	59 万円	56 万円
平成 17 年 10 月	62 万円	
平成 17 年 11 月	59 万円	
平成 17 年 12 月から平成 18 年 8 月まで	62 万円	
平成 18 年 9 月及び同年 10 月	59 万円	50 万円
平成 18 年 11 月	56 万円	
平成 18 年 12 月	59 万円	
平成 19 年 1 月及び同年 2 月	62 万円	
平成 19 年 3 月	56 万円	
平成 19 年 4 月	59 万円	
平成 19 年 5 月	62 万円	
平成 19 年 6 月及び同年 7 月	59 万円	
平成 19 年 8 月	62 万円	
平成 19 年 9 月	59 万円	53 万円
平成 19 年 10 月	62 万円	
平成 19 年 11 月	56 万円	
平成 19 年 12 月	62 万円	
平成 20 年 2 月及び同年 3 月	62 万円	
平成 20 年 4 月	56 万円	
平成 20 年 5 月及び同年 6 月	62 万円	
平成 20 年 7 月及び同年 8 月	62 万円	59 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800228号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800066号

## 第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年10月16日、喪失年月日を平成25年3月16日とし、平成20年10月から平成25年2月までの標準報酬月額を、平成20年10月から平成21年8月までは16万円、同年9月から平成22年8月までは15万円、同年9月から平成23年8月までは17万円、同年9月から平成24年8月までは16万円、同年9月から平成25年2月までは17万円とすることが必要である。

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年12月15日は1万4,000円、平成21年7月9日及び同年12月15日は3万円とすることが必要である。

平成20年10月16日から平成25年3月16日までの期間並びに平成20年12月15日、平成21年7月9日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年7月1日、喪失年月日を平成26年2月1日とし、平成25年7月から平成26年1月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成25年7月1日から平成26年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年2月1日、喪失年月日を平成27年3月1日とし、平成26年2月から平成27年2月までの標準報酬月額を、平成26年2月から同年8月までは13万4,000円、同年9月から平成27年2月までは16万円とすることが必要である。

平成26年2月1日から平成27年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年10月頃から平成25年3月頃まで  
② 平成20年12月15日  
③ 平成21年7月9日  
④ 平成21年12月15日  
⑤ 平成25年7月頃から平成26年1月頃まで  
⑥ 平成26年2月頃から平成27年2月頃まで

私は、氏名をDとして、請求期間①はA社、請求期間⑤はB社、請求期間⑥はC社において勤務し、請求期間②、③及び④にはA社から賞与の支給を受けていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の生年月日及び請求者が使用していたとする氏名（D）と一致する厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、この被保険者記録には、請求期間①、⑤及び⑥に符合する厚生年金保険被保険者期間並びに請求期間②、③及び④に符合する標準賞与額の記録が確認できる。

また、請求者は、前述のDの被保険者記録に係る年金手帳、雇用保険被保険者証並びにA社及びC社からの給与振込が確認できる預金通帳を所持しているところ、A社及びC社は、請求者が自身であるとして提出した写真の者についてDであるとして、同人が請求期間①にA社、請求期間⑤にB社（平成26年にC社に合併）、請求期間⑥にC社に勤務していた旨それぞれ回答している。

さらに、請求者は、A社、B社又はC社における同僚として複数の者の名前を挙げているところ、これらの者については、各事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、各事業所における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し回答のあった複数の者は、請求者が自身であるとして提出した写真の者について、Dである旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者が、Dとして、請求期間①にA社に勤務し、請求期間②、③及び④に同社から賞与の支払を受け、請求期間⑤にB社、請求期間⑥にC社に勤務し、それぞれの事業主は、請求者について、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し、前述のDの被保険者記録に係る届出を行ったものと認められる。

したがって、請求期間①から⑥の各期間について、前述のDの被保険者記録から、請求期間①は、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年10月16日、喪失年月日を平成25年3月16日とし、標準報酬月額については、平成20年10月から平成21年8月までは16万円、同年9月から平成22年8月までは15万円、同年9月から平成23年8月までは17万円、同年9月から平成24年8月までは16万円、同年9月から平成25年2月までは17万円とした上で、標準賞与額の記録について、請求期間②は、1万4,000円、請求期間③及び④は、3万円とすることが必要である。

次に、請求期間⑤は、B社における請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成25年7月1日、喪失年月日を平成26年2月1日とし、標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間⑥は、C社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年2月1日、喪失年月日を平成27年3月1日とし、標準報酬月額については、平成26年2月から同年8月までは13万4,000円、同年9月から平成27年2月までは16万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800225号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800067号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成16年3月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成14年9月及び平成15年4月から平成16年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成14年9月及び平成15年4月から平成16年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成11年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成13年10月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成17年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成11年10月から平成12年9月までの各月、平成13年10月から平成15年8月までの各月、平成17年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における請求期間のうち、平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の3のとおり訂正することが必要である。

平成18年9月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることができない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年6月23日から平成17年11月1日まで  
② 平成17年11月1日から平成19年9月1日まで

昭和62年6月23日から平成19年9月1日までの請求期間について、年金記録を確認したところ、A社とB社の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが分かった。

A社及びB社の給与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成16年3月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者が、当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額を

超える報酬月額を支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成16年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求内容どおりの厚生年金保険料を納付したとしている一方で資料はない旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①のうち、平成7年1月1日から平成14年9月1日までの期間、同年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成16年3月1日から平成17年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求期間①のうち、平成11年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成13年10月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成17年9月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成14年9月及び平成15年4月から同年8月までは上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額）よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成11年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成13年10月1日から平成15年9月1日までの期間及び平成17年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、別表の2のとおり訂正することが妥当である。

ただし、平成11年10月から平成12年9月までの各月、平成13年10月から平成15年8月までの各月、平成17年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求期間②のうち、平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構C事務センターの回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、別表の3のとおり訂正することが妥当である。

ただし、平成18年9月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、昭和62年6月23日から平成7年1月1日までの期間について、請求者は、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保管しておらず、A社は、当時の資料はない旨回答しており、このほかに、当該期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和62年6月23日から平成7年1月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800225号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800067号

## 1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成14年9月	30万円	28万円
平成15年4月から平成16年2月まで	38万円	30万円

## 2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成11年10月から平成12年9月まで	44万円	26万円
平成13年10月から平成14年9月まで	47万円	28万円
平成14年10月から平成15年8月まで		30万円
平成17年9月及び同年10月	53万円	34万円

## 3【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成18年9月から平成19年8月まで	56万円	41万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800236号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800068号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年3月9日から昭和38年11月1日に訂正し、同年11月から昭和40年2月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和38年11月1日から昭和40年3月9日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和38年11月1日から昭和40年3月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年11月1日から昭和40年3月9日まで

請求期間当時、A社に在籍した上で、C社に出向し、同社D工場に勤務していた。

しかし、当該出向期間のうち、請求期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録がないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社の回答、請求者から提出されたA社の辞令及びA社の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に在籍し(昭和38年11月1日にA社からC社に出向)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における請求期間前後の厚生年金保険の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、仮に、事業主から請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。